

○福岡県田川地区消防組合職員の勤務延長の実施手続に関する規則

〔平成30年2月15日
組合規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の定年に関する条例(昭和58年条例第3号。以下「条例」という。)第4条第5項の規定に基づき、定年による退職の特例の実施手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「定年退職」とは、条例第2条の規定により退職すること。
- (2) 「勤務延長」とは、条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させること。

(勤務延長)

第3条 勤務延長を行う場合は、職員に対しその旨を明示した辞令(様式第1号)を交付するものとする。条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合及び同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 前項に規定する辞令の交付は、退職日以前に行うものとする。

(職員の同意)

第4条 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、勤務延長等同意書(様式第2号)によって得るものとする。勤務延長の期限を繰り上げる場合における同条第4項に規定する職員の同意についても同様とする。

(勤務延長の承認)

第5条 任命権者は、条例第4条第2項の規定により管理者の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限延長承認申請書(様式第3号)により申請するものとする。

(職員への周知)

第6条 任命権者は、署内の職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を、適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(報告)

第7条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状

況並びに前年の 5 月 1 日以後の 1 年間における勤務延長の期限の繰上げの状況を管理者に報告しなければならない。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか職員の定年の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 12 月 27 日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

辞令	
(現職)	(氏名)
(内容)	
年 月 日	
任命権者	

様式第 2 号 (第 4 条関係)

年 月 日

任命権者

様

職名

氏名

勤務延長等同意書

福岡県田川地区消防組合職員の定年に関する条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記の勤務延長等については異議なく同意します。

記

1 勤務延長
(期限)

年 月 日 まで

2 勤務延長の期限延長
(延長の期限)

年 月 日 まで

3 勤務延長期限の繰上げ
(繰上げの期限)

年 月 日 までを

年 月 日 までに繰上げ

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

管理者

様

勤務延長の期限延長承認申請書

福岡県田川地区消防組合職員の定年に関する条例第4条第2項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務延長予定者氏名
- 2 所属及び階級
職務の級及び給料の級・号給
- 3 定年退職日
- 4 勤務延長の事由及び期限
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 申請の理由及び延長期限
- 7 その他参考となる事項